

指定管理者候補者の選定について

[静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設]

静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課

1 趣旨

(1) 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」とは異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

(2) 「静岡県立森林公園森の家施設」及び「静岡県立森林公園施設」への指定管理者制度の導入

県は、優れた自然環境の中での研修、野外活動、自然とのふれあい体験等を通じて森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県民の保健休養に資することを目的として、「静岡県立森林公園森の家施設」及び「静岡県立森林公園施設」を設置し、平成 17 年度まで静岡県立森林公園運営協議会に管理運営を委託してきました。

指定管理者制度が創設されたことから、より効果的な施設運営を行うことにより、県民サービスが向上し、利用者数が増加することを期待し、平成 18 年 4 月から制度を導入しています。

この度、令和 3 年度末をもって第 4 期指定期間が満了になることに伴い、改めて令和 4 年度からの指定管理者候補者を公募して選定を行いました。

また、県立森林公園森の家施設（研修・宿泊施設及びレストラン）と県立森林公園施設（ビジターセンター、園地、木工体験館等）は、これまで異なる指定管理者に管理運営を委託していましたが、業務の効率化と更なる利用促進、利用者満足度の向上を目指すため、2 施設の管理運営を一体的に公募することとしました。

2 施設の概要

施設名称	①静岡県立森林公園森の家施設		
設置目的	宿泊、研修など多様な利用形態に対応できる施設であるとともに、県民が恵まれた自然環境のもとで研修を積み、あるいは自然に親しみ、環境保全に対する理解や、森林及び林業に対する理解を深める拠点として整備された。		
供用開始	平成 4 年 9 月 1 日		
所在地	浜松市浜北区根堅 2450-1		
面積	9,900 m ²		
施設概要	区分	内 容	延床面積 (m ²)
	管理研修棟	管理部門：ロビー、事務室、受付、応接室、図書コーナー 研修部門：大研修室×1、中研修室×1、小研修室×3、和室研修室×3	1,278
	宿泊棟	和室×7室 洋室×7室（4人用×4室、2人用×3室、うち1室は身体障害者対応可能）	726
	多目的研修棟（樹香庵）	和室数奇屋造	75
	多目的ホール（やまびこホール）	スポーツ利用・研修会利用	554

施設概要	レストラン棟 (まつぼっくり)	80席	340		
	渡り廊下		77		
	駐車場	普通小型車 50台駐車可能 パーゴラ含む	2,400		
	敷地内緑地	芝生、庭園木含む	4,450		
	合計		9,900		
宿泊者数及び 利用料収入		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	宿泊利用者数(人)	10,534	11,829	10,466	5,034
	利用料収入(千円)	51,744	57,521	50,780	25,090
現指定管理者	株式会社ヤタロー				

施設の名称	②静岡県立森林公園施設				
設置目的	県民がアカマツ林を主体とした自然の景観に親しみ、保健休養の場として利用するとともに、森林の効用や自然との共生、環境保全に対する理解や森林・林業に対する理解等を深める拠点として設置された。				
供用開始	昭和40年4月				
所在地	浜松市浜北区尾野 2597-7 ほか				
面積	31.0ha				
施設概要	施設名	規模等			
	ビジターセンター (バードピア浜北)	敷地面積 3,048 m ² 建物(展示ホール、展示室、作業室、事務室、ボランティア室、トイレ、観察テラスなど) 建物以外(ビオトープ、パーゴラ、駐車場、太陽光発電装置、風力発電装置、芝生など)			
	木工体験館	延床面積 266 m ² 木工室、展示室、管理室、トイレなど			
広場 園地 駐車場その他の 附帯施設	作業舎、休憩小屋、倉庫、車庫、公衆トイレ8棟、展望台2基、野外ステージ、東屋9棟、木デッキ2箇所、炭焼施設5基、野鳥観察施設1棟、キャンプ施設3箇所、芝生広場13箇所、親水広場1箇所、管理用歩道13,960m、アスレチック遊具23基、駐車場10箇所、標識・案内板・解説板など				
利用者数及び 利用料収入		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	推定来園者数(千人)	812	800	835	759
	ビジターセンター 入館者数(人)	89,698	94,074	103,257	80,608
木工体験館入館 者数(人)	11,177	13,215	15,211	13,276	
現指定管理者	一般社団法人フォレメンテあかまつ				

3 指定管理者の募集

募集方法	公募														
募集期間	(募集要項配布) 令和3年9月13日(月)～令和3年9月21日(火) (申請受付) 令和3年10月1日(金)～令和3年10月8日(金)														
募集内容	事業計画書の提出	「静岡県立森林公園森の家施設等指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。													
	管理運営方針	<p>(森の家)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあい体験者数の増大を図り、自然との共生や自然保護の考え方についての意識を啓発するため、森の家施設の適正な管理運営を行うこと。 ・質の高いサービスを提供し、利用率の向上を目指すこと。 ・地域等との連携の取れた運営を行うこと。 <p>(森林公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然環境を保全するとともに公園利用者のニーズを常に把握し、利用者への利便性の向上を目指すこと。 ・自然との共生や自然保護の考え方について、自然体験活動の実施等を通じて意識の普及、啓発を図ること。 ・地域及びボランティア組織との連携の取れた運営を行うこと。 													
	指定の基準	<p>知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に本施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p>													
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の維持管理に関する業務 ・有料施設については、利用料金の設定及び収受に関する業務（利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。） ・指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラムなどの実施や利用者ニーズにあったサービスの提供による利用促進 ・その他静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例第9条第2項に掲げる業務 													
	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）													
	県が支払う委託料	<p>申請者による提案（予算の範囲内で年度ごとの上限額を超えない金額とする）</p> <p>委託料上限額 354,600千円（5年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71,000千円</td> <td>70,900千円</td> <td>70,800千円</td> <td>71,000千円</td> <td>70,900千円</td> </tr> </tbody> </table>				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	71,000千円	70,900千円	70,800千円	71,000千円	70,900千円
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度										
	71,000千円	70,900千円	70,800千円	71,000千円	70,900千円										
	経営努力目標	<p>年間利用料金目標数値 57,521千円</p> <p>年間来園者数目標数値 1,007千人</p> <p>利用者満足度目標数値 4.5点（5点満点）</p> <p>※利用者満足度数値は参考数値とする。</p>													
利用料金制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。 ・利用料金は、指定管理者の収入とする。 														

4 指定管理者選定委員会

選 定 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、専門家、県職員などからなる「指定管理者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。 ・選定委員会において、第1次提案審査(書類審査)及び、第2次提案審査(プレゼンテーション、ヒアリング)で、適正を評価した上で、指定管理者候補者として選定する。。 																														
指 定 管 理 者 選 定 委 員	<p><委員長>宮城島 史人 (ふじのくに観光振興アドバイザー)</p> <p><委 員>井戸 直樹 (ネイチャースクール森のたね代表)</p> <p>瀬戸 知也 (静岡文化芸術大学文化政策学部教授)</p> <p>永松 典子 (株式会社静岡編集舎代表取締役)</p> <p>眞野 匡雄 (静岡県中小企業団体中央会事務局長)</p> <p>藤田 祐司 (静岡県くらし・環境部参事)</p> <p>平松 久典 (静岡県西部農林事務所長)</p>																														
審 査 項 目 及 び 配 点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>審 査 項 目</th> <th>配 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>3 地域との連携</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 経営に関する計画</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2 施設管理に関する計画</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 団体の経営状況、事業実績</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2 組織体制に関する計画</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3 危機管理体制</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>IV 委託料の金額</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>V 平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	審 査 項 目	配 点	I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか		1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針	10	2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画	25	3 地域との連携	5	II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか		1 経営に関する計画	5	2 施設管理に関する計画	10	III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか		1 団体の経営状況、事業実績	15	2 組織体制に関する計画	10	3 危機管理体制	5	IV 委託料の金額	10	V 平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映	5	計	100
審 査 項 目	配 点																														
I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか																															
1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針	10																														
2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画	25																														
3 地域との連携	5																														
II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか																															
1 経営に関する計画	5																														
2 施設管理に関する計画	10																														
III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか																															
1 団体の経営状況、事業実績	15																														
2 組織体制に関する計画	10																														
3 危機管理体制	5																														
IV 委託料の金額	10																														
V 平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映	5																														
計	100																														

5 指定管理者の選定

(1)指定管理者候補者

指 定 管 理 者 候 補 者	株式会社ヤタロー
団 体 の 概 要	パン類及び洋菓子和菓子の製造販売・レストラン事業・施設の運営管理等
提 案 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)フォレメンテあかまつと組織を一体化し、新たな運営体制を構築したことによって、「癒やしと学び」をテーマに、森林公園の魅力を最大限に引き出す多様な取組を行う。 ・これまで2施設に分かれていた予約やインフォメーション業務を一元化し、利用者の利便性を向上する。 ・アウトドアメーカーとの連携によるキャンプグッズのレンタルサービスやBBQ施設利用者への食材提供サービスを開始する。 ・森の家30周年、森林公園開園60周年の記念行事の開催等、広報を展開する。 ・地域の団体と連携して森林空間を活用する「森林サービス産業」や、森林公園エリアの自然を核とした「エコミュージアム」の取組を進める。

(2)選定経過

<p>申請者</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:50%;">団体名</td> <td style="width:50%;">本社所在地</td> </tr> <tr> <td>株式会社ヤタロー</td> <td>静岡県浜松市</td> </tr> </table>						団体名	本社所在地	株式会社ヤタロー	静岡県浜松市																																									
団体名	本社所在地																																																		
株式会社ヤタロー	静岡県浜松市																																																		
<p>選定経過</p>	<p>事務局による資格及び価格審査を経て、令和3年10月21日に開催した指定管理者選定委員会において、提案審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、その結果、株式会社ヤタローが指定管理者の候補者として選定された。</p>																																																		
<p>選定にあたっての考え方</p>	<p>本施設の設置目的を達成するため、管理運営の質の確保、利用者サービスの向上に主眼を置き、申請者が単独のため、管理運営に対する取組の姿勢や考え方をプレゼンテーション及びヒアリングにより、多角的に適性を評価した。</p>																																																		
<p>選定結果</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">審査項目</th> <th style="width:10%;">配点</th> <th style="width:20%;">得点 (株)ヤタロー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針</td> <td>10</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画</td> <td>25</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">3 地域との連携</td> <td>5</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に関する経費の縮減が図られるものであるか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">1 経営に関する計画</td> <td>5</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">2 施設管理に関する計画</td> <td>10</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">1 団体の経営状況、事業実績</td> <td>15</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">2 組織体制に関する計画</td> <td>10</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td style="padding-left:20px;">3 危機管理体制</td> <td>5</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>IV 委託料の金額</td> <td>10</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>V 平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映</td> <td>5</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">計</td> <td>100</td> <td>90.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>*得点は、審査項目ごとに各委員の平均点（小数点第2位四捨五入）を算出して合計したもの</p>						審査項目	配点	得点 (株)ヤタロー	I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか			1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針	10	9.4	2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画	25	22.6	3 地域との連携	5	4.7	II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に関する経費の縮減が図られるものであるか			1 経営に関する計画	5	4.1	2 施設管理に関する計画	10	8.0	III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか			1 団体の経営状況、事業実績	15	14.0	2 組織体制に関する計画	10	8.8	3 危機管理体制	5	4.3	IV 委託料の金額	10	9.7	V 平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映	5	5.0	計	100	90.6
審査項目	配点	得点 (株)ヤタロー																																																	
I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか																																																			
1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針	10	9.4																																																	
2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画	25	22.6																																																	
3 地域との連携	5	4.7																																																	
II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に関する経費の縮減が図られるものであるか																																																			
1 経営に関する計画	5	4.1																																																	
2 施設管理に関する計画	10	8.0																																																	
III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか																																																			
1 団体の経営状況、事業実績	15	14.0																																																	
2 組織体制に関する計画	10	8.8																																																	
3 危機管理体制	5	4.3																																																	
IV 委託料の金額	10	9.7																																																	
V 平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映	5	5.0																																																	
計	100	90.6																																																	
<p>委託料提案額</p>	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:16.6%;">令和4年度</td> <td style="width:16.6%;">令和5年度</td> <td style="width:16.6%;">令和6年度</td> <td style="width:16.6%;">令和7年度</td> <td style="width:16.6%;">令和8年度</td> <td style="width:16.6%;">計</td> </tr> <tr> <td>71,000千円</td> <td>70,900千円</td> <td>70,800千円</td> <td>71,000千円</td> <td>70,900千円</td> <td>354,600千円</td> </tr> </table>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	71,000千円	70,900千円	70,800千円	71,000千円	70,900千円	354,600千円																																	
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計																																														
71,000千円	70,900千円	70,800千円	71,000千円	70,900千円	354,600千円																																														
<p>講評及び選定理由</p>	<p>○ 審査の結果、株式会社ヤタローが以下の点で高い評価を得て、指定管理者候補者に選定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの施設管理実績をもとにして、2施設を一体管理することで相乗効果が生まれ、効果的な運営のみならず、新たな価値の創出が期待できる。 ・ これまでも様々な体験プログラム実施されていたが、更に強化されており評価できる。 ・ アウトドアメーカーとの連携など時代のニーズに即した提案になっている。 																																																		